

特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン(案)に係る意見照会結果(抜粋)

	団体名等	分類	意見	理由	コメント
1		(2)ア	<p>(「・利用者による違反の検挙事例、当該違反に関する罰則、事故事例等の情報を利用者に対して提供し、注意喚起を行うこと。」について)</p> <p>検挙事例、事故事例等について、警察から違反、事故の傾向を含め情報提供いただけると事業者として情報提供、注意喚起がやりやすく成ると考えております。ご検討いただけると幸いです。</p>	<p>事業者の情報だけでなく偏った情報になるおそれもあり、警察の把握している情報も踏まえて情報提供を行うことが効果的であると考えているため。</p>	<p>特定小型原動機付自転車に係る違反・事故の発生状況については、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会等において、引き続き情報提供させていただくことを予定しております。</p>
2		(2)イ	<p>(「○ 年齢を偽ってサービスを利用したことが判明した場合又は他人の本人確認書類等を提示し、サービスを利用したことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、サービスの利用停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずることを、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて利用者に対して説明すること。」について)</p> <p>「サービスの停止措置、アカウントの抹消措置等」としていただきたい。</p>	<p>他人の本人確認書類等の提示に対しては正しい書類の再提示を求めれば利用可能とすることも考えられるため、対応について一定の柔軟性を事業者側に持たせていただきたく存じます。</p>	<p>シェアリング事業者が取り組むべき安全対策として、本人確認書類を確認するなどの方法により、利用者の年齢をサービスの利用開始までの間に確認することを、ガイドライン上明記しております。</p> <p>年齢を偽って特定小型原動機付自転車を利用する行為や他人の本人確認書類を用いてサービスを利用する行為は、道路交通法違反のみならず、詐欺罪(電子計算機使用詐欺罪を含む。)や有印公文書偽造罪、電磁的記録不正作出罪を構成し得る悪質な行為であり、厳正に対処する必要があると考えられることから、原案維持とさせていただきます。</p> <p>なお、サービスの停止措置には、一時的な利用停止措置を含み、例えば、16歳未満の者についてサービスの停止措置を講じた後、当該利用者が16歳以上となった場合に、アカウントの停止を解除することを妨げるものではありません。</p>
3	マイクロモビリティ推進協議会	(2)ウ	<p>(「○ 利用者が16歳未満の者に車体を又貸したことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、サービスの利用停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずることを、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて利用者に対して説明すること。」について)</p> <p>「サービスの停止措置、アカウントの抹消措置等」としていただきたい。</p>	<p>交通ルールの理解不足によっても発生し得る事態に対して、一律に停止あるいは抹消という厳罰に処することは現実的ではなく、対応について一定の柔軟性を事業者側に持たせていただきたく存じます。</p>	<p>16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転した場合には、無免許運転や無資格運転と同様に、道路交通の危険と障害を生じさせるおそれが高いと考えられることを踏まえ、道路交通法の規定により、16歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならないこととされています。</p> <p>さらに、特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供する行為は、提供を受けた者が16歳未満であるにもかかわらず、特定小型原動機付自転車を運転することを助長する程度が極めて強く、悪質な行為であることを踏まえ、このような提供行為についても運転者本人が違反する場合と同じく、道路交通法の規定により、罰則を科すこととされています。</p> <p>以上を踏まえれば、16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を又貸しする行為は、道路交通の危険と障害を生じさせるおそれが高い悪質な行為であり、厳正に対処する必要があると考えられることから、原案維持とさせていただきます。</p> <p>なお、シェアリング事業者に対しては、道路交通法の規定により、交通安全教育を行う努力義務が課せられているところ、利用者に対する交通安全教育のほか、ガイドライン(2)アの記載に基づき、交通ルールの周知徹底のための取組を実施いただくことにより、御指摘の「交通ルールの理解不足による違反の発生」を未然に防ぐ必要があると考えております。</p> <p>なお、サービスの停止措置には、一時的な利用停止措置を含みます。</p>
4		(2)ウ	<p>(「○ 生体認証、ワンタイムパスワードの発行を通じた認証を行うなどして、会員登録した者がサービスを利用しようとしていることをサービスの提供ごとに確認すること。」について)</p> <p>「サービスの提供ごとに確認すること」を「サービスの提供ごとにまたは定期的に、確認または本人申告させること」としていただけませんかでしょうか。</p>	<p>サービスの特性上、提供ごとに確認することは現実的ではない、かつ利用に対する大きな阻害要因となってしまいます。注意喚起を行うとともに本人申告をさせることで、対策としては十分であると考えています。</p>	<p>道路交通法の規定により、特定小型原動機付自転車を運転するおそれがある16歳未満の者に、特定小型原動機付自転車を提供してはならないこととされています。同法の規定を踏まえれば、アカウントを登録している者ではなく、車両の提供を受けることとなるサービスの利用者が16歳以上であることを確認していただく必要があり、車両の提供と関連しない「定期的」な年齢確認では足りないことから原案維持とさせていただきます。</p>
5		(2)カ	<p>(「○ 利用者による違法駐車を把握した場合には、当該利用者に連絡の上、速やかに車体を移動させるよう指示するとともに、これに従わない場合には、当該利用者のサービスの利用停止措置、アカウントの抹消措置等を講ずることを、ウェブサイト、アプリケーション等を通じ、利用者に対して周知すること。」について)</p> <p>「速やかに車体を移動させるよう指示」のあとに「等」を加えていただけませんかでしょうか。</p>	<p>即時性を優先して事業者側にて回収や移動等を行うこともありとされるためです。</p>	<p>事業者が速やかに車両の回収・移動等を行うことは、交通の円滑や安全に資すると認められることから、御指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>

6	日本電動モビリティ推進協会	(1)ア	次の方法により、運転免許を保有しない者や外国人を含め、全ての購入者に対して特定小型原動機付自転車に関する交通ルール(以下「交通ルール」という。)を周知すること。  とあるが、次の”いずれかの”方法としていただきたい。	全ての事業者が実施できることを前提とすべきであることから、内容についてすべてを実施必須事項とせずできることを確実に実施することにした	(1)アに記載している項目のうち、1つ目の取組については車体の販売時に交通ルールを周知することにより、特定小型原動機付自転車の利用を開始する前に交通ルールについて運転者に理解させることを目的としており、2つ目の取組については、購入者が車体の利用を開始した後に、改めて交通ルールを確認させることを目的としています。 これらの取組は、交通ルールを周知することができる機会、場面、目的が異なり、併せて実施いただくことが重要であることから、原案維持とさせていただきます。
7		(1)イ	マイナンバー法では事業者は法律で限定的に明記された場合を除き特定個人情報を収集してはならないこととなっており、本件はガイドラインであり法律ではないため、本件目的で収集したマイナンバーは保管してはならないものと理解されるが、正しいか？	マイナンバーカードの場合は本人確認書類等の写しを徴してはならないと思うのでこの記載は見直した方がよい	個人番号をマスキングするか、又は表面のみを提出いただくことを想定しておりますので、原案維持とさせていただきます。
8		(1)エ	次の方法により、購入者の乗車用ヘルメットの着用を促進すること。  とあるが、次の”いずれかの”方法としていただきたい。	全ての事業者が実施できることを前提とすべきであることから、内容についてすべてを実施必須事項とせずできることを確実に実施することにした	記載している項目のうち、1つ目の取組についてはヘルメットの着用が道路交通法上努力義務であることを購入者に対して周知すること、2つ目の取組については、ヘルメットの購入を促すことで購入者に対してヘルメットの利用を促進すること、3つ目の取組は、広告宣伝により、「ヘルメットの着用が当然である」という機運を醸成すること、4つ目の項目は、講習会を実施する場合には、講習会参加者に対してヘルメットを着用することの重要性について周知することを目的としています。  これらの取組は、購入者に乗車用ヘルメットの着用を促すことができる機会、場面、目的が異なり、併せて実施いただくことが重要であることから、原案維持とさせていただきます。
9		(1)エ	ここで言う『乗車用ヘルメット』の定義が明確に書かれている物があるか教えて頂きたい。	道路交通法第七十一条の四第一項及び第二項で定められている物であればその詳細が無く、参考までにJIS T8133-2015では原動機付自転車用ヘルメットとしての基準が定められているので言葉の定義では特定小型原動機付自転車も原動機付自転車の範囲内なので、一般的に自転車用ヘルメットとして売られている物では無く、原付用として売られている物がJIS基準を満たした製品と読み取れてしまう。自転車用ヘルメットと同等の物で良いという事であればそれを明示してほしい。	特定小型原動機付自転車の乗車用ヘルメットについては、法令上の基準は設けておりません。 なお、交通の方法に関する教則においては、「SGマークなどの安全性を示すマークの付いたもの」の使用を推奨することを予定しています。
10		(1)カ	・特定小型原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険等について、インターネットやコンビニエンスストアを通じた簡易な手段による加入が可能であることについてウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。 ・特定小型原動機付自転車に係る任意保険の加入の必要性を購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。 とあるが、“前記の対策”として明記したほうがよいのではないか	例示よりも上段に、“前記の対策”として明記し確実に加入を促すようにした方がよいのではないか	自動車損害賠償責任保険等の加入義務について周知徹底を図ることは、交通の円滑と安全に資することから、御指摘を踏まえ、項目の順番を修正しました。
11		(1)ケ	購入者が交通ルール、手続等に関して相談することができる窓口を設置するとともに、当該窓口について、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。 また、当該窓口相談があった際は迅速かつ真摯に対応すること。 とあるが、各社事業規模に応じてリーフレット等での案内～窓口設置まで幅を持たせてほしい。	これまでのガイドライン内でも十分に対応しており、事業規模により幅を持たせたい。また、迅速かつ真摯には定義があいまいなので削除してもよいのではないか。	当該項目における「窓口」とは、第3回パーソナルモビリティ安全利用官民協議会において御説明したとおり、交通ルールの周知や、ナンバープレートの取得手続に関して具体的に手続等を教示していくための窓口を念頭に置いており、24時間対応等の有事の対応を求めるものではなく、対面・非対面を問いません。 事業規模に応じ、電話、Eメール、チャット等を通じて、販売者に連絡・相談することができる適切な体制を構築していただきたいと考えております。 また、安全利用の促進の観点からは、窓口の設置のみでは不十分で、購入者から相談があった場合に対応していただくことが重要であると考えられることから、原案維持とさせていただきます。
12		(1)コ	警察、自治体、教育機関等との意見交換を定期的に実施すること、とあるが、これは販売事業者を上述の小売業と定義した場合小売店舗が個別に行政機関との連携を行う規定となり実現性を欠く。	販売事業者(小売業)の取り組みではなく業界団体(製造事業者や輸入代理店)の取り組みではないか？	当該記載は、販売事業者が個別に警察、自治体、教育機関等との連携を行うことのほか、御指摘のとおり、業界団体を通じて適切に御対応いただくことを念頭に置いておりますので、原案維持とさせていただきます。
13	(1)コ	購入者による交通事故又は交通違反の実態を把握し、将来的な対策を講じるため、警察、自治体、教育機関等との意見交換を定期的に実施すること。また、捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応すること。とあるが、交通違反の実態を把握は削除、もしくは迅速かつ真摯な対応は難しいので緩い表現にしたい	交通違反の実態を把握するようなデータが基本的に販売事業者は持っていないのではないか	特定小型原動機付自転車に係る違反・事故の発生状況については、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会において引き続き情報提供させていただくことを予定しております。 捜査機関からの照会については、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づいて行われるものであるところ、迅速に御対応いただくことが重要であると考えております。  以上を踏まえ、原案維持とさせていただきます。	

14	オンラインマーケット プレイス協議会	(3)ア	プラットフォーム提供者が、販売事業者に対する義務付けは、「利用規約」に限定されるものではないことを明確にするため、「利用規約等」としていただきたい。	プラットフォーム提供者は、「利用規約」以外でも、「ガイドライン」や「ルール」等の名称で販売事業者に対して義務付けをしている。第4回官民協議会の警察庁との質疑では、販売事業者に対する義務付けは、利用規約以外の名称のものを許容する解釈を伺ったが、ガイドライン上も明確にしていきたい。そのため、「利用規約」の記載は、「利用規約等」と変更いただきたい。	御指摘を踏まえ、修正させていただきます。 なお、文書形式は問いませんが、ガイドラインにおける訓示的な義務付けにとどまらず、違反した販売事業者による販売に制約が課されるなど、違反行為を抑制するに足る性質の義務付けであることが重要であると考えております。
15	楽天	(3)ア	「利用規約において、販売事業者に対して、保安基準に適合していない特定小型原動機付自転車を販売しないことを義務付けること」との記載については、法令により規制されていない製品の販売を禁止することとなるため、禁止すべき理由や対象を分かりやすく示し、かつ、確認方法も明確にしていきたい。	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(透明化法)等により、その提供条件の変更に当たっては、販売事業者からみて分かりやすい内容・理由の説明などを求められるため、その説明などに活用できる内容を示していただくことが必要。 また、性能等確認は義務ではないため、確認は受けていないが保安基準に適合している製品が仮に販売されていた場合、性能等確認シールの有無だけでは保安基準に適合しているか否かの判断が困難となる場合も想定されるが、販売禁止すべきなのは、あくまで「保安基準に適合していない」製品なのか、対象を分かりやすく示していただくとともに、「保安基準の適合有無」の確認方法も明確に示していただきたい。	保安基準に適合しない特定小型原動機付自転車の取扱いに係る要請文の発出については別途検討しております。 なお、型式認定番号標、性能等確認済シール、販売証明書等により、保安基準に適合する特定小型原動機付自転車であるかどうかについて確認することは可能であると考えています。